

令和3年度旭川市農業委員会第2回定例農政部会議事録

- 1 開催日 令和3年6月25日（金曜日）
- 2 開催時間 午後1時30分開会 午後1時40分閉会
- 3 開催場所 旭川市農業センター ホール
- 4 出席委員 18名
1番・川上 和幸 2番・前田 靖雄 3番・鈴木 剛 4番・田口 一昌
5番・橋本 幸博 6番・香川 三四郎 7番・米田 満 8番・笹田 文彦
9番・請川 幹恭 10番・楠 栄 11番・佐藤 博則 12番・山村 志保子
13番・島田 正明 14番・石坂 昇 15番・加藤 孝志 16番・中原 俊一
17番・市田 敏行 18番・幅崎 勝良
- 5 欠席委員 なし
- 6 会議出席
事務局職員 野谷事務局長 小浜事務局次長 大谷副主幹
石山主任 荒主任 遠藤主任
農政部職員 岸山主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員 13番・島田 正明 14番・石坂 昇
- 9 議事内容
 - (1) 議案第1号 旭川農業振興地域整備計画について
 - (2) 報告第1号 経営移譲年金裁定請求について
 - (3) 報告第2号 農業者老齢年金裁定請求について
 - (4) 報告第3号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - (5) 報告第4号 農地法第4条の規定による届出について
 - (6) 報告第5号 農地法第5条の規定による届出について
 - (7) 報告第6号 現地目証明願について
 - (8) 報告第7号 農地所有適格法人の報告について

10 議事録本紙

○議長（市田 敏行） ただいまから、令和3年度旭川市農業委員会第2回定例農政部会を開会いたします。

本日の出席委員数は18名でありますので、部会規則第8条の規定に基づき、本会は成立しております。

○議長（市田 敏行） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。

13番・島田委員、14番・石坂委員の両委員を指名いたしますのでよろしく願いいたします。

それでは、本日の議事日程に基づいて進めてまいりますけれども、いつものとおり、御発言のときには、議席番号を告げてから御発言を願います。

○議長（市田 敏行） それでは審議に入ります。日程第1議案第1号「旭川農業振興地域整備計画について」を上程いたします。

事務局から御説明を願います。

○事務局（荒 主任） 事務局。

日程第1議案第1号「旭川農業振興地域整備計画について」ですが、これまでは農地部会で審議しておりましたが、今後は農政部会で審議することとなります。はじめに、農業振興地域整備計画について御説明いたします。市町村が行う農業振興地域整備計画の変更につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2において、「市町村長は農業委員会の意見を聴くものとする」となっております。

その趣旨は、農業委員会が市町村整備計画の推進における農地の流動化や、農地の利用関係の調整等において重要な役割を担っていることから、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づいて、旭川市長から意見を求めるものであります。

それでは議案の説明に入らせていただきます。議案1ページから4ページ及び補足資料1ページから22ページを御覧ください。

今回は、編入9件、除外2件、合計11件の変更案となっております。

番号1番ないし5番につきましては、今後、農地移動適正化あっせん事業による売買が見込まれていることから、農用地区域への編入となる案件です。

番号6番につきましては、今後、農業用施設用地への編入となる案件です。

番号7番につきましては、今後、転用による非農地化が見込まれていること、番号8番につきましては、今後、植林が見込まれていることから、農用地区域からの除外となる案件です。

番号9番ないし11番につきましては、今後、中山間地域等直接支払事業の活用が見込まれることから、農用地区域への編入となる案件です。

以上でございます。

○議長（市田 敏行） それでは、議案第1号について御説明があったわけですがけれども、委員さんのほうから、御意見・御質問等はございますか。

○委員 （「なし。」の声あり。）

○議長（市田 敏行） 発言がありませんので、議案第1号について「異議なし」と認め、計画の変更案が妥当である旨を旭川市長に回答することに決定をいたします。

○議長（市田 敏行） それでは、引き続き、報告案件について進めてまいります。

日程第2・報告第1号「経営移譲年金裁定請求について」及び日程第3・報告第2号「農業者老齢年金裁定請求について」ですが、これにつきまして報告いたします。

事務局から御説明を願います。

○事務局（荒 主任）

事務局。

日程第2・報告第1号「経営移譲年金裁定請求について」及び日程第3・報告第2号「農業者老齢年金裁定請求について」を御説明いたします。

本件につきましては、いずれも農業者年金の受給に関する届出でございます。議案5ページ及び6ページ報告第1号「経営移譲年金裁定請求について」は1件、議案7ページ報告第2号「農業者老齢年金裁定請求について」は4件の裁定請求があり、いずれも内容が適正なものとして独立行政法人農業者年金基金に送付いたしましたことを報告いたします。

以上でございます。

○議長（市田 敏行）

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さんから御意見・御質問等がございますか。

○委員

（「なし。」の声あり。）

○議長（市田 敏行）

ないということですので、報告第1号及び報告第2号を終わります。

○議長（市田 敏行）

続いて、日程第4・報告第3号「農地法第3条の3の規定による届出について」ですが、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。

事務局よろしくお願ひします。

○事務局（石山 主任）

事務局。

日程第4・報告第3号「農地法第3条の3の規定による届出について」御説明いたします。議案の該当ページは9ページでございます。

本件につきましては、市街化区域内に所在する農地について3件の届出があり、全て相続による取得でございます。

これらにつきましては、旭川市農業委員会事務局規程第7条第1項第2号に基づき事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（市田 敏行）

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さんから御意見・御質問等がございますか。

○委員

（「なし。」の声あり。）

○議長（市田 敏行）

ないということですので、報告第3号を終わります。

○議長（市田 敏行）

次に、日程第5・報告第4号「農地法第4条の規定による届出について」及び日程第6・報告第5号「農地法第5条の規定による届出について」ですが、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。

事務局よろしくお願ひいたします。

○事務局（遠藤 主任）

事務局。

日程第5・報告第4号「農地法第4条の規定による届出について」及び日程第6・報告第5号「農地法第5条の規定による届出について」を御説明いたします。

議案11ページ報告第4号につきましては、市街化区域内の農地を、新たな権利設定を伴わず転用するもので、共同住宅建築が1件、宅地造成が1件の、全部で2件でございます。

次に、議案13ページから14ページの報告第5号につきましては、市街化区域内の農地を新たに権利設定して転用するもので、下宿兼住宅建築が1件、住宅建築が1件、介護施設建設が1件の、全部で3件でございます。

これらにつきましては、旭川市農業委員会事務局規程第7条第1項第2号に基づき事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（市田 敏行）

ただいま事務局から説明がありましたが、御意見・御質問等がございますか。

○委員

（「なし。」の声あり。）

○議長（市田 敏行） ないようですので、報告第4号及び報告第5号をを終わります。

○議長（市田 敏行） 次に、日程第7・報告第6号「現地目証明願について」ですが、既に専決処理をしたものでありますので事務局から報告いたします。
事務局よろしく願いいたします。

○事務局（石山 主任） 事務局。
日程第7・報告第6号「現地目証明願について」御説明いたします。議案の該当ページは15ページないし23ページでございます。

本件につきましては、市街化区域内に所在する土地における現地目証明の願出が28件あり、事務局で確認しましたところ、現況はすべて農地・採草放牧地以外でありましたことから、これらにつきましては、現地目証明事務処理要領第12条及び部会長専決規程第2条第2項第9号に基づき、農政部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（市田 敏行） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見・御質問等はございますか。

○委員 （「なし。」の声あり。）

○議長（市田 敏行） ないようでありますので、報告第6号を終わります。

○議長（市田 敏行） 次に、日程第8・報告第7号「農地所有適格法人の報告について」ですが、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。

事務局よろしく願いいたします。

○事務局（遠藤 主任） 事務局。
日程第8・報告第7号「農地所有適格法人の報告について」ですが、これまでは農地部会で報告しておりましたが、今後は農政部会で報告することとなります。

はじめに、農地所有適格法人の制度について説明いたします。農地所有適格法人の報告は、農地法第6条第1項において、「農地所有適格法人は農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない」とされており、農地法施行規則第58条第1項では、その報告は「毎年事業年度の終了3ヶ月以内に農地または採草放牧地の所在地を所管する農業委員会に提出しなければならない」と定められています。

次に農地所有適格法人の要件について説明いたします。農地法第2条第3項において、「法人形態要件」「事業要件」「構成員要件」「業務執行役員要件」について、それぞれ定めを満たすことが必要であるとされています。

農業委員会では、法人から提出された報告書により、法人がこれらの要件を満たしているかを把握し、要件が満たされていない法人に対しては、要件を満たすよう指導することになっています。

それでは議案の説明に入らせていただきます。議案の該当ページは25ページでございます。

本件につきましては、報告書の提出があった法人は、14法人です。

この法人につきましては補足資料23ページないし36ページの「農地所有適格法人要件確認書」のとおり農地所有適格法人としての要件を満たしていることを確認しました。

以上でございます。

○議長（市田 敏行） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見・御質問等はございますか。

○委員 （「なし。」の声あり。）

○議長（市田 敏行） ないようですので、報告第7号を終わります。

○議長（市田 敏行） 以上で本日の提出議案の審議を全て終了いたしました。全体を通じて、皆さんから御質問ございませんか。

ないようですので、これをもちまして、令和3年度旭川市農業委員会第2回定例農政部会を閉会いたします。
